大学共同利用機関の組織論的特徴について

秦 明夫

はじめに

大学共同利用機関の歴史は昭和46年の高エネルギー物理学研究所の設立に始まる比較的新しいものである。以来今日まにで、この新しい類型の研究機関に属するものとしては新設と附置研究所からの転換を合わせると14機関17研究所が設置されている。近年では、新しく設置される研究所は殆ど全てこの類型のものである。

大学共同利用機関は多くの研究機関の類型のなから最も望ましい形態の ものを理論的に検討した結果として成立したのではない。それは当時の学 術研究機関の典型であった国立大学附置研究所の制度的な限界に対応する ための努力のなかから生み出されてきたものである。

学術研究を目的とする研究機関は明治時代の帝国大学の誕生以来,帝国大学附置研究所を中心として多様な形態のもが設立されてきたが,大学共同利用機関は研究者の共同利用という目的を設立目的の固有のものとして持つところに特色がある。ただ,共同利用というだけであれば,すでに国立大学の附置研究所のなかに共同利用を目的とする,いわゆる共同利用型の附置研究所が昭和28年に設置された京都大学基礎物理学研究所,東京大学宇宙線研究所をはじめ,いくつも存在する。大学共同利用機関は共同利用の附置研究所が直面していた制度的な問題から解放されるため「共同利用の附置研究所が直面していた制度的な問題から解放されるため「共同利用のいう観点から一歩進めたもの」として設置されたと言われるが,研究所の類型としてはむしろ戦前の帝国大学時代の附置研究所の伝統を受け継ぐものと見ることができる(1)。

本稿は、この大学共同利用機関を分析し、国立大学附置研究所などそれまでに存在した他の類型に属する学術研究機関とは別に何故共同利用機関という制度が必要とされたのか、特に、共同利用型の附置研究所が直面していた制度的な問題とは何であったのか。また、それは従来の研究機関と

比較してどのような組織論的な特色を有しているのかを明らかにすること を目的としている。

第1章 共同利用型の附置研究所の内包した制度的な問題点

戦前の帝国大学当時の附置研究所は所員制度のような開かれた人材登用の仕組みを持つなど当該附置大学を超えた存在であり、共同利用研究所の 先駆ともいえる特色を備えたものであった。一方、戦後の新制大学のもと では附置研究所は当該大学の内部組織となり、閉じられた組織となった。 その反動のようなかたちで、昭和26年には共同利用型の附置研究所が誕生 する。そして、その共同利用を一歩進めるかたちで国立大学共同利用機関 が成立したのが昭和46年の高エネルギー研究所の設立であった⁽²⁾。

国立大学共同利用機関を設ける必要があったと言うことは、それまでの附置研究所(共同利用型であっても)では対処できない問題があり、新しい型の研究所が必要と思われたからである。それは日本学術会議が従来から提案してきた新しい研究所の形態、特定の大学に附置しない附置研究所とでもいうべきものの必要性である。それは、世界的な巨大科学の時代を迎えてわが国でも大学に附置する、つまり学部と同様に大学の内部組織にするのは不適当だと思われるような大規模研究所の必要性である。

この当時はまだ文部省には学術政策を審議する審議会は存在せず、日本学術会議の勧告を検討する機関としては、1953年4月に国立大学研究所協議会が大臣裁定によって設けられていた。この協議会は「新しい型の国立の共同利用研究所についいて」という意見(昭和28年7月24日)のなかで特定の大学に附置しない、新しい型の国立の共同利用研究所の制度を、国立大学共同利用附置研究所の他にを必要とする主な理由として次の3点をあげている。①共同研究の体制を強力なものといして確立する必要上、特定の国立大学に附置する研究所の制度によるときは、当該大学の業務の遂行に支障をきたすばかりでなく、個々の大学の自治の枠をこえるおそれが生じたこと。②研究所の設置・運営に要する経費が、国立大学の一般予算との均衡を著しく失するほど巨額なものとなる研究分野が生じたこと。③主として施設を中心とする共同利用に重点のある分野が生じたこと。

さらに同協議会はこの新しい型の研究所の設置形態にも触れ ①本省直轄方式 ②外局所轄方式 ③附属機関所轄方式の3種をあげ、これらのな

かでは「第3案が最も適当であるという意見が多い」と述べるに止まっていて国立大学共同利用機関への方向性は伺えるもののまだ明確なイメージを示すには至っていない。しかし、後に最初の国立大学共同利用機関として高エネルギー物理学研究所が成立したとき、文部省の直轄研究所と呼ばれたことを考えると、第3案の附属機関所轄方式は今後の方向を正確に予測していたものということができる⁽³⁾。

次に、この意見でも指摘されている新しい型の研究機関の必要性のなかで、特に大きな二つの要因について検討することとする。

第1節 大学自治と共同利用との「矛盾」関係

まず、個々の大学の自治の枠をこえるおそれが生じたという点を取り上げる。それは、共同利用型の附置研究所について深刻な問題として生じたものである。

では、国立大学の附置研究所は戦後どのような制度的位置付けにおかれ ていたのか。戦前の帝国大学時代には附置研究所はその都度制定された独 立官制と呼ばれる勅令によって個別に設置されていた。戦後の制度改革の もとで、大学制度も大きく変動し、それに伴って附置研究所も次の三つの 点で大きく変動することとなった。第1は設置の根拠の変化である。従来 の研究所官制に変わって昭和24年の国立学校設置法によって当該附置大 学と共に一括して設置の根拠を与えられることとなった。第2は当該附置 大学との関係の変化である。帝国大学時代には附置研究所は当該附置大学 の内部組織というよりはむしろ外を向いた位置にあり、当該大学の運営や 総長選挙の母体とはならず、外部に開かれたものであった。だからこそ 「附属」ではなく「附置」と称したのであるが、戦後の新制度のもとでは附 置研究所は学部と同じく当該附置大学のな内部組織となり教授会の単位と して大学の運営を担う主要な構成要素となった(4)。 第3に「所員」とい う独自の職種がなくなり、附置研究所の研究者は学部と同じように当該大 学の教授、助教授等の身分を持ち教授会の構成員となったことである。同 時に「補職」の制度もなくなり人材を広く学外から求めることもできなく なった。ただし、学部が講座制や学科目制によって定員が厳密に配置され る固定的な構造をもていたのに対し、附置研究所は従来の柔軟な研究室制 度を新制度移行以後も残していた。これも昭和39年度には講座制と同様 文部省令(研究部門省令)によって研究部門が定員配置の根拠として定められるに至って硬直化した。このような変革によって、附置研究所は組織体としては大学の内部部局となり研究者はその大学の専任教官となるという二重の意味で当該大学の内部組織となったのである。

このような制度上の変化は附置研究所の運営に微妙な問題を生ずることとなった。この微妙な問題は、共同利用型の附置研究所が成立するにおよんで共同利用と大学自治の矛盾関係として顕在化した。共同利用の研究所は外部の研究者の利用に供するという目的を有することから、ユーザーである外部の研究者の意見を研究所の運営に反映させる仕組みを必要とする。この仕組みは運営協議会等の様々な名称を持つが、内部、外部ほぼ半数の委員で構成されていた。研究所の運営はその研究所の教授会が責任を持つべしという大学自治(教授会自治)を盾にとれば外部の者の意見を反映させることは自治と矛盾するということになる。これが共同利用の附置研究所が誕生以来抱えてきた問題点であった。先に挙げた研究所協議会の意見にある「個々の大学自治の枠をこえるおそれ」というのはこのような事情を背景にすれば理解することができる。初の共同利用型の附置研究所として昭和28年に発足した京都大学の基礎物理学研究所と東京大学の宇宙線観測所の設立の歴史はこの問題への対応に苦慮した歴史でもある⁽⁵⁾。

この問題は共同利用型の附置研究所の設立の度に繰り返されてきた。例えば、1957年3月に設置された東京大学の物性研究所の創設にあたって、これを推進してきた有力な研究者の一人である当時の名古屋大学の木村教授は次のように述べている。「国立大学の附置研究所は、本来は全国の大学の研究者が共同で利用することを建前としたものであった。しかるに、今日ではその殆どが、特色あるという面はともかくとして、共同利用という性格であることを止めて、実質的にそれぞれの大学の附属研究所となっている。」そして、そのようにな原因の一つには「研究所のスタッフの固定化が起こり、研究の方向なども決まってくると研究もまたセクト的になったり、マンネリズムに陥ったりして行ったことにある。」さらに木村教授は続けて、日本学術会議の下部機関である物性小委員会は研究所の運営について「所長のもとの諮問機関として協議会をおき、ここで予算、人事、研究計画等運営全般について審議し、その意見を所長は尊重する。協議会には附置大学からも半数加わる。」という案を東京大学に提出していた。この研究所の設置について具体的な審議に当たった研究所協議会と東京大学と

の交渉のなかで、物性小委員会は『協議会設置』の条件を常に主張していた。ところが当時の矢内原東大総長は「物性研究所が東大附置研究所として、管理、運営(人事、予算を含む)は全て東大が自主的に行う、など五つの条件をみたすならば引き受けてもおいと言明した。これに対し、全国の物性研者は共同利用研究所の原則を貫くべきであるとして矢内原提案に反対したが物性小委員会は東大案に妥協し結局、物性研究所は東大の希望に沿って、既存の東大理工学研究所の一部と合併するかたちで設置されることとなった、と述べている。

1957年3月に物性研究所が設立されたとき、運営については学外から半数程度参加する協議会が置かれることとされてい。しかし、この協議会についても、木村教授は、たとえ共同利用施設運用という限られた協議会であっても全国物性研究者の代表などという形で東大物性研の運営に学外研究者が入ることを認めれば、東大の自治が侵されはせぬかという議論が設立準備会のなかにあった、と述べ、研究所の発展と全国的な研究の推進のために大いに発信しようという研究者の代表を学外者だからというの運営から締め出すというのはお門違いであろう、と述べている(6)。

その後、コンピュターの時代になって、1965年ごろから東大始め全国のいくつかの拠点大学に大型計算機センターがを設置された。その際東大と京都大学の基礎物理学研究所の間で設置順位を巡って争いとなったとき、当時東大で大型計算機導入を唱えた首謀者であった有馬朗人氏(元東大総長)は当時を振り返って「東大では大学間で共同利用する方針であったが共同利用推進派の一人であり、有力な物理学者であった武谷三男博士から

「東大には共同利用の精神なんてない」と言われ必死になって反論したことがある」と振り返っている⁽⁷⁾。この挿話は、当時の研究者からみれば、大学自治の牙城ともいうべき東大の大学自治の意識がいかにも硬直したものであったと受け止められていたことを示している。

このような議論を今日の目で見ると、奇異に感じられるであろう。大学 紛争を経て、大学人たちが金科玉条としてきた「大学の自治」の本質が暴 露され、大学の自治や運営の仕方が公然と批判される時代を迎えた今日、 上記の議論はナンセンスの一語につきる。だがしかし、大学の自治が錦の 御旗であったその当時にあっては、(少なくとも大学の当事者にとっては) この問題は深刻な問題であったのである。したがって、その当時において は、共同利用の附置研究所は、本質的な制度問題を内包した矛盾した存在 だったのである。

第2節 巨大科学と一大学の財政規模との矛盾関係

第2の問題は予算の問題である。共同利用の必要性は主として、巨大な施設を必要とするビックサイエンスの時代に生じた。ここで、加速器科学のように建設に巨大な経費を要するだけでなく、毎年の運営経費も膨大のものとなる分野が生じてくると、一箇所に施設を建設し、全国の研究者の共同利用に供することになるのは必然である。

わが国でビックサイエンス(巨大科学)の時代がいつから始まったのか、その時期を正確に画するのは難しいが、1957 — 8 年の国際地球観測年(IGY)事業として始められた宇宙観測事業、南極観測事業などがわが国の巨大科学の幕開けとみることができる。しかし、長年にわたって貧乏の代名詞のように考えられてきた学問研究のなかで巨大な費用を要する分野が現実の問題として現れてきたことは科学研究者の間でさえ、理解を得るにことは困難であった。先に挙げた研究所協議会の意見のなかで特定大学に附置しない新しい型の国立の共同利用の研究所が必要となる理由の一つとして「研究所の設置、運営に要する経費が国立大学の一般予算との均衡をいちじるしく失するほど巨額なものとなる研究分野が生じたこと」を挙げているのはまさに巨大科学の時代においては従来の附置研究所という形態を越えた、その意味で新しい研究所の設置形態を求めていたと考えることができる。では素粒子研究所として構想されちたその新しい型の研究所の予算は具体的にはどの程度と見積もられていたのであろうか。

素粒子研究所の構想を検討していた学術審議会は昭和 40 年 7 月 30 日の素粒子研究将来計画についえて(第一次報告)のなかで「大加速器の建設費および完成後の研究費の規模についての検討」を行い、建設費についてはは 5 ヵ年で270億円すなわち毎年50億円程度が必要とし、毎年の研究費としてはヨーロッパの CERN や東京大学原子核研究所の例を見ても、年間建設費の6ないし8割すなわち30ないし40億円程度の経費が有効な成果をあげて行くのに必要と予想している。同報告はこの金額を当時実施されていたビッグサイエンスの事業費と比較して次のように述べている。(1)日本原子力研究所の政府支出経費は毎年50~60億円でほぼこの計画に相当する。(2)宇宙開発経経費は関係各省の経費を含めて昭和 40年に約30

億円であり、近く科学衛星計画を実施すれば50億円以上になるものと予想され、これもほぼ同じ程度のものとなる。さらに〔3〕当時国立大学に附置されていた11の共同利用の研究所の経費の合計は昭和39年度決算で約41億円であり、大加速器を中心とする素粒子研究所ができたとすると、それは財政的には現在の共同利用研究所の全部に相当する規模のものとなる、としている。

素粒子研究所として進められてきたこの構想は、結局加速器の規模を4分の1程度に縮小し、研究所の名称も高エネルギー物理学研究所と変更になって実現したが、実現にいたるまでには他の分野の研究者から自分たちの研究費が干上がってしまうのではないかという危惧の声が審議会等の席で大きく挙げられたものである(8)。

上に述べたように、当初の素粒子研究所の予算規模は共同利用の附置研究所の全てに匹敵する程のものであった。共同利用の附置研究所はその当時でさえ、例えば東大の宇宙航空研究所のように国立大学のなかで最大の規模の予算を持つ東大でさえもてあますほどの予算を抱えていたのである。であるから、この素粒子研究所をある特定の大学に附置させることが不適当であることは自明のことであった。特に国の財政が緊縮の時代を迎えてくるとどの大学も次年度の予算概算の要求額を絞り込むのに苦労するようになった。この時期には、大学内で要求順位を巡って熾烈な争いが生ずるのは珍しいことではなかった。そうなると共同利用の附置研究所は当該附置大学の学内予算の枠を学外の利用者のために食ってしまうことになるだけに学内の他の学部等と並んで研究所予算の要求をする際に肩身の狭い思いを強いられることとなった。また、文部省としても附置研究所を有する特定大学に多額の予算を配分する結果となって、その他の多数の大学から旧制帝国大学特に東大優先だとの批判をあびることとなった。

第3節 問題解決の方向

今日の立場で考えてみると、共同利用の研究所がユーザーである外部の研究者の意見を反映する仕組みを備えることは極めて当然であって、それが大学の自治と矛盾するとは考えにくい話である。しかし、この当時は大学自治とは極めて窮屈な硬直した形で理解されていたのである。

昭和50年8月に発行された学術白書『わが国の学術』は、その前年に発

足した文部省の学術国際局が「今後の施策を進めるに当たり、わが国学術の現状について、行政の立場から理解し把握しているところを取り纏めた」ものであるが、この間の事情を次のように述べている。「国立大学附置共同利用研究所は、共同利用という観点からは、従来の国立大学附置研究所よりは、一歩前進させたものであった。しかし、その研究所が一大学の予算では賄い切れないような巨額の設備と多数の研究者、技術者を要する場合には、特定の大学がこれを引き受けにくくなるという事情もあり、又、当該大学の管理運営からも問題なしとしない面もあることから、新しい型の共同利用研究所の方式が検討された」(9)

この問題をこの当時の研究者はどうみていたのか。当時, 指導的地位にいた学者の見解を紹介してみる。

高エネルギー物理学研究所設立運動の中心的地位にいた一人である名古屋大学の早川教授は「研究は各大学の共同の下に大きく発展し得る。学問の自由を守るには、個々の大学の別々の自治よりも、多くの大学の共同からなる研究者の自治の方がかえって勝れた方法である。」と述べている(注)。また、大阪大学の総長を務めた赤堀四郎教授は「共同利用附置研究所は一般の大学附置研究所とは違った性格あるいは使を命持っているにもかかわらず、制度的には一般の附置研究所と同じようになっているところに非常にやりにくい点がでてきております。ある程度規模がおおきくなったり、あるいは基礎物理学研究所のよう非常に大学と異なった性格を持つ場合には、もっと大学から離れた方がやりやすいという場合が出てくると思います。……将来は、共同利用(附置)研究所は大学から切り離す方がいいんじゃないか。しかし、研究者の交流は大学との間でやはり活発に行われるという体制が望ましい。」(10)

高エル年ルギー物理学研究所の生みの親の一人である伏見康次氏は、戦争後、いわゆる学閥の壁を乗り越えて、全国的な研究者の横の連絡がよくなってき、特定大学に関わらない共同研究施設を作ろうという機運が起こってきたと述べた後、「理想はよかったが、たちまちその大学との自治という問題と衝突が起こっている。外部の人間の入った運営委員会が大学の問題に口を入れるのでは大学の自治は守れないという論点が一番強い。大学の自治を学者の自治とでもいうべきものに置き変えるということは考えられないのであろうか。」と嘆いている(11)。

昭和46年に筑波研究学園都市に設置された高エネルギー物理学研究所は、この新しい型の共同利用研究所としての国立大学共同利用機関の最初の試みであった。

これ以降,この型の研究所の設立,あるいは附置研究所からの転換が科学政策の方針として積極的に図られることとなった。

第2章 国立大学共同利用機関の組織論的な諸問題

国立大学共同利用機関は新しい型の研究所だけに、特に発足当初は様々な組織論的な問題に当面していた。そのなかの主な問題点を以下考えてみたい。

第1節 何故「国立大学」の共同利用機関なのか。

まず,国立大学共同利用機関は,その名が示す通り,共同利用を目的とする研究機関であるが,何故「国立大学」の共同利用機関とされているのか。

国立大学共同利用機関の最初のものとして設置された高エネルギー物理 学研究所の設置根拠となった国立学校設置法の第9条は高エネルギー物理 学研究所について「国立学校における学術研究の発展に資するための国立 大学の共同利用の研究所として、高エネルギー陽子加速器による素粒子に 関する実験的研究及びこれに関連する研究を行い、かつ、国立大学の教員 その他の者でこの研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利 用させる機関とする。| と規定している。ここに出てくる「国立大学の共同 利用」と「国立大学の教員その他の者に利用させる」という文言は以後続 く大学共同利用機関に共通して使われてきた。つまり、国立大学共同利用 機関は、建前上はあくまでも「国立大学」の共同利用の機関であり、公私 立大学は共同利用の対象外とされていた。また、利用できる研究者の範囲 も「国立大学の教員その他の者」となっていて、公私立大学の研究者は 「その他の者」に含まれるとされていたのである。 つまり公私立大学を排除 したかたちの文字通り「国立大学」のための「国立大学」の共同利用機関 であり、公私立大学に所属する研究者はかろうじて「その他の者」として 利用が許されるいう扱いになる。少なくとも法文を見る限りはそうであっ

た。

何故ここまで「国立大学」にこだわったのか。これはその当時の文部省の予算の枠のどこに巨大科学の費用を計上する余裕があったのかという問題である。つまり、膨大な予算と定員を必要とする巨大な研究所を設置するゆとりがどこにあるのか。もし、この研究所の予算を一般会計で措置することができれば、国立大学に限定することなく、広く全国の研究者に開放された研究所として設置することが可能であった筈である。しかし、当時の文部省の一般会計の研究所に関する予算額は極めて小さなものであって、到底高エネルギー物理学研究所のような予算規模の研究所を受け入れる余裕はなかった。当時文部省大学学術局の学術担当の審議官として、この研究所構想の実現の中心にいた渋谷敬三氏は当時を振り返って「一般会計に属するのでは先ず定員問題等で行きずまるのは目に見えているので、この研究所は開かれた研究所として公私立大学等の共同利用にも供するのものであるが、現実問題としては国立大学の共同利用に供することが主であることを理由として、国立学校特別会計に属するものとすること」がこの研究所の構想を進める際の必須要件の一つであったと述べている(12)。

つまり、この研究所の大きな予算・定員を飲み込んでくれた国立学校特別会計の懐の深さが大学と同質のものとするという要請と並んで「国立大学」にこだわる決め手の一つとなったのである。特別会計で処理したのはあくまでも当時の文部省の会計上の都合であって、一般的にどの省庁でも巨大科学は特別会計の方が対応しやすいということであったわけではない。

第2節 教育公務員特例法の準用範囲を巡る問題

国立大学共同利用機関というネーミングはこのように公私立大学の関係者からの批判の的となった。また、それは単にネーミングの問題を超え、公私立大学へ差別であるという総合的な批判にもなった。しかし、それ以上に国立大学共同利用機関に対しては本質的な批判があった。それは大学に比較して研究者の身分保障が弱く、文部大臣の直接の監督が厳しくなる怖れがあるというものであった。それは具体的には教育公務員法の準用範囲をめぐって生じた問題である。

そこで、その批判の代表的なものとして当事行政法研究者として著名で あった杉村敏正氏(京都大学教授)の「国立大学に附置されない「国立大 学の共同利用研究所」の研究職員の身分保障」と題する論文を取り上げて検討することとしたい。杉村氏は、この論文のなかで高エネルギー物理学研究所の研究職員の身分保障に問題があると指摘している。同氏はまず、「高エネルギー物理学研究所は国立の共同利用の研究所であるが、国立大学の附置研究所としてではなく文部大臣が直接に所轄する研究所、いわゆる文部省直轄の研究所として設置されることとなった。教育公務員特例法上、国立大学の教員は教育公務員であるが、文部省直轄の研究所の研究職員は教育公務員とはされていないから、後者は国立大学の教員と同一の身分保障規定の適用をうけない。」と説明し、続けて「このことは、高エネルギー物理学研究所の研究職員の研究活動における自主性の保障という点で、重要な問題である。」と指摘している。

教育公務員特例法は公務員に適用される国家公務員法の特例法として定められたもので、学校教育法第1条に規定される学校(いわゆる1条学校)で国立学校または公立学校として設置される学校の学長、校長、教員及び、部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員が適用対象とされる。これは教育職員が通常の公務員とはその職務内容や勤務の形態が異なることに着目して人事関係等について特別の取扱いを可能としたものである。その代表的な特例は採用人事の手続きの特例であろう。通常の公務員はよく知られている通り、人事院の行う国家公務員試験に合格した者のなかから各省庁が採用する。これに対し、大学の教員はその大学の教授会の選考を経て採用される。これが特例法の効果なのである。

国立大学の教員は教育公務員であるから附置研究所の研究者も当該大学の教員として当然この特例法の適用を受ける。しかし、高エネルギー物理学研究所は国立学校設置法によって設置の根拠を与えられてはいるが、学校教育法上の学校ではないから、当然に教育公務員特例法の適用を受けるわけではない。これが自主性の保障という点でなぜ重要な問題となるのか。

素粒子研究の研究体制について審議してきた学術審議会の学術研究体制特別委員会は昭和42年112月13日の「素粒子研究に関する研究体制について」と題する中間報告のなかで、この研究所の研究者について「文部省所轄の他の国立研究所の例に準じて教育公務員特例法の規定を準用するほか、所長、教授、助教授等の人事については後記のような別の定めをするものとする。」としている。別の定めとは運営協議会の制度のことである。運営協議会は研究所の内部の研究者と外部の同じ分野の研究者ほぼ同数で

構成される機関で、所長の諮問に応じ研究所の研究計画その他重要な事項の審議に当たるととも研究所の教授、助教授等の採用に参与するものとされた。いわば運営協議会は機能としては大学の教授会に相当するものなのである。教授会に相当する機能をはたすものでありながら、運営協議会は外部の研究者を正規の構成員として含んでいるところに特色がある。従来の大学自治の観念からすればまさに革命的な制度であった。

教育公務員特例法は国立遺伝学研究所のような文部省所轄の研究所にも 以前から準用されていた。高エネルギー物理学研究所も準用される条文の 範囲は所轄研究所と同じとされた。その意味では、高エネルギー物理学研 究所は研究所の性質としては大学と同質のものとされていたが、制度的に は文部省の所轄機関の範疇にはいるものと考えられていたのである。

では、所轄研究所と同じ範疇にされたのではどこに不都合があったのか。 問題は杉村教授によれば、同研究所の所長、教授、助教授、及び助手の 意に反する分限上の不利益処分や懲戒処分について教育公務員特例法の準 用が一切認められず、彼らは任命権者である文部大臣のみの判断によって これらの不利益処分を受けることになる点にある。国立大学の教員(教育 公務員特例法の適用を受ける) 同特例法の 5. 6. 9 条等によって、文部大 臣(任命権者)から不利益処分を受ける際、大学管理機関の申出を受けて なされることとされている。「これらの条文が準用されていないのは、高 エネルギー物理学研究所の研究職員の職務は国立大学の附置研究所の教員 のそれと異ならず、法律上も「国立大学の共同利用の研究所」と規定され ながらも、主としては、たまた、その規模が巨大であるため、一個の国立 大学附置、または数個の国立大学の共同附置とされずに、文部省直轄の国 立研究所とされたものに外ならないが、文部省はこの研究所の所長や研究 職員の身分保障については、これを行政目的のための他の直轄研究所の所 長や研究職員と同様にとりあつかい、学問の自由の保障に基づく大学自治 の根幹的要素の一つである不利益処分についての教員自治を否定するもの であった。1⁽¹³⁾

何故教員の不利益処分に関わる手続きだけが重視されたのか、その理由 はこの杉村論文では不明であるが、この当時、報道の側では高エネルギー 物理学研究所を文部省の「直轄研究所」と呼ぶ習慣があったことを考える と、文部省の「直轄」即「直接管理」「支配強化」と受け取ったのではない か。このような文部省の支配強化に対する危惧の念はその後の歴史を見れ ば荒唐無稽のことのように見えるが、決して杉村教授個人に限られたこと ではなかったのである。

昭和45年11月2日に日本学術会議は「特定の大学に附置されない共同 研究所の所員の身分保障について | 政府に申入れ、この研究所の所長を含 む研究者の身分は国立大学の学長・教員の身分と同様に保障されなければ ならない。特に「所員の任免、不利益処分については、所長の申出に基づ いて仟命権者が行う」ことが保障されるべきであると主張している。また、 高エネルギー物理学研究所の設置を規定する国立学校設置法の改正案を審 議した国会でも、この問題は繰り返し質疑の対象となった、特に、昭和46 年2が圧24日の衆議院文教員会における公明党の正木良明議員は、この学 術会議の申し入れを引用し、これを実現するのに制度上も特に支障はなく 文部省も研究者の身分保障について不利益な行為をすることは考えていな いという答弁を引き出した上で、「ということであれば、私はお入れになっ たって一向差し支えないのではないかと言うふうに思うわけですがいかが でしょうか」と詰め寄っている。これに対し、当時文部省の大学学術局長 として答弁に当たった村山政府委員は「事柄は、形式的な問題と実質的な 問題とあろうかと思います。形式的な問題といたしましては、この高エネ ルギー物理学研究所は、これは大学ではなく文部省直轄の研究所としてつ くるわけであります。したがいまして大学自治という理念はこの高エネル ギー物理学研究所には適用がないわけでありますので、直轄研究所の例に ならうわけでありますが、精神におきましては、御指摘のように研究の自 由は必要でございましょうし、また、人事の交流ということも必要でござ いましょう。しかし、……形式上はやはり直轄研究所の例にならう必要が ございますし、それによって実質的な支障はないと考える|と答弁してい る。文部省としては、共同利用型の附置研究所で手を焼いた大学自治の問 題を切り離すためには制度上大学から切り離すことは絶対に必要だったの であり、研究者の身分保障は実際の運営の問題として処理できると考えて いたようである。

この法律案は昭和46年3月25日参議院文教委員会で可決された際、次の付帯決議がなされている。「政府は高エネルギー物理学研究所が基礎科学の研究機関であることにかんがみその運営にあたっては研究者の自主性を尊重し、学術研究の自由を阻害しなようじゅうぶん留意を要する。なお、人事については所長の意見を尊重するなど研究者が学術研究に専念できる

よう配慮するとともに、研究施設設備の安全管理に留意すべきである。」

高エネルぎー物理学研究所を含めその後の大学共同利用機関の歴史を見ても、研究者の処分を巡って文部省と研究者が対立したという事態は生じていない。それは対立の原因となるような事件そのものが発生しなかったこともあるが、それだけではなく、研究所の自治を巡る研究者の関心が採用・昇進等の人事に集中していたという事情も大きいと思われる。

大学の自治を排除しようとした文部省や共同利用機関推進派の研究者たちは大学自治の中核に位置する人事についてはどのような制度を用意したのか。

学術審議会は学術研究体制特別委員会の「素粒子研究に関する研究体制について」(中間報告)において研究所の管理運営の機構について所長の助言機関であり、所長候補者を文部大臣に推薦する機関として評議員会を、また、所長の諮問機関として運営協議会を設けることとしている。運営協議会は所内外の研究者によって構成され、共同研究計画に関する事項等を審議するほか、研究者の人事は協議会の議を経ることとされた。この方式は跡に続く大学共同利用機関にも継承されている。運営協議会のメンバーは現在21人とされており、所内外それぞれ半数程度で構成されるのが通常である。当初は、研究者の数は外部の方が多いという奇妙な理論(?)から外部11人内部10人という構成がとられてきた。しかし、東大で宇宙航空研究所を分離し大学共同利用機関として独立させる構想を検討しているとき、この理論を聞いた当時の東大の向坊学長の外部委員が多いのでは所長は責任を持った運営ができない、内部委員を多くするべきだという正論の前にこの理論は崩壊(?)した。以後はどこの機関でも内部11人が通例となっている筈である。

研究者の採用に外部者が参加することは大学の自治に矛盾するとして反対してきたのが従来の大学であったのだから、教授会ではなく運営協議会が人事の選考を行うというこの方式を大学自治論者はどう見ていたのか。 先に挙げた杉村教授は研究者の人事について「運営協議会の議を経て、所長の推薦により、文部大臣が任命することとされていて、問題はなかった。」と評価している。閉鎖的な学部自治的な考えでなく、もっと広く研究者の自治を考えることは出来ないかと嘆いてきた共同利用研究所構想の先覚者達の控えめでしかも、合理的な希望が実現したということもできよう。あるいは研究者の自治という合理的な考え方が頑迷な自治論者にも反論さ

せにくい作用を及ぼしたとみることもできる。

外部の研究者が参加する場で人事案件が審議されうという仕組みが当該 機関の活性化にとって極めて大きな作用をもたらしてきたことはその後の 大学共同利用期間の歴史をみれば明らかである。今日,国立大学も学外有 識者の運営に参加させる仕組みを導入しているが,大学共同利用機関はこ の変革を先取りしていたということができる。

注

- (1) 秦明夫「大学共同利用機関の成立史」(平成 15 年 12 月埼玉工業大学工学 部紀要第 13 号所収)
- (2) 秦明夫 前掲
- (3) 高エネルギー物理学研究の設立時の経緯については『高エネルギー物理学研究所創設の経緯等に関する資料』(昭和56年7月 高エネルギー物理学研究所編)によった。
- (4) 秦明夫 前掲
- (5) 秦明夫 前掲
- (6) 木村初男「物性研究所設立の現実」(「自然」1958年4月号)
- (7) 有馬郎人「科学と教育」10《時代の証言者》
- (8) 秦明夫 前掲
- (9) 文部省大学学術局「我が国の学術」(昭和50年8月文部省)
- (10) 赤堀四郎「共同利用研究所についての若干の提案」(科学) VOL. 37 No. 5
- (11) 伏見康司「研究の共同施設」(朝日新聞 1957 年 4 月 27 日「きのうきょう」)
- (12) 渋谷敬三「高エネルギー物理学研究所の創設を回想して」「10年の歩み」 (昭和 56 年 11 月 20 日 高エネルギー物理学研究所 所収)
- (13) 杉村敏正「国立大学に附置されない「国立大学の共同利用の研究所」の研究職員の身分保証」(「憲法と行政法」昭和48年12月勁草書房)